

## 通所介護・第1号通所事業の移転をお考えの方へ

通所介護事業の移転をされるにあたって、移転を行おうとする建物が設備に関する基準等に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

については、移転を行おうとする建物の改修・新築の前に、下記の書類を作成のうえ、事前協議を行ってください。(計画図面が基準に適合していないときは協議できない場合があります。)

### 1 協議に必要な書類

- (1) 通所介護事業計画書（協議様式1-1）
- (2) 通所介護施設整備チェックリスト（協議様式2）
- (3) 都市計画法上の確認事項及び計画調整局建築確認課との協議事項（協議様式3）
- (4) 消防署との協議記録（協議様式4）
- (5) 危機管理室との協議事項（協議様式5）
- (6) 土地及び建物の図面（改修・新築の計画図面です）

#### 【建物の図面について】

- ・各室の名称及び面積を記載してください。
  - ・面積の計算根拠となる寸法を記載してください。
  - ・食堂及び機能訓練室の内法をマーカー等で囲ってください。
- (7) 近隣の住宅地図等（施設周辺の様子がわかるもの）
  - (8) 現況の写真（A4台紙に貼付又はカラー印刷してください）
  - (9) 土地及び建物の登記簿の「全部事項証明書（発行から3か月以内のもの）」（新築の場合、建物部分については不要）
  - (10) 建物の賃貸借契約書（案）の写し

※建物が申請法人所有で、土地所有者が異なる場合、土地の賃貸借契約書（案）の写し

※検査済証が確認できない物件の場合は、下記のガイドラインを参照してください。

「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について [https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000061.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000061.html)

※ 事前協議終了後に控えとして通所介護事業計画書の写しの送付をご希望の場合は返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

### 2 事前協議の受付について

#### (1) 受付

(ア) 受付は随時を行っておりますので、郵送等にて送付ください。

(イ) 事前協議は補正期間を考慮し送付ください。

#### (2) 事前協議から移転までの流れ

①事前協議書類の送付 → ②事前協議 → ③事前協議書類の受理

※事前協議書類に不備があった場合、補正を行っていただきます。

↓※事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

④施設建築・改修

↓

⑤移転

↓※移転（変更）があった日から10日以内に変更届出を行うこと。

⑥変更届出の郵送

↓

⑦変更届の審査

↓※建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

不備に係る補正

⑧変更届の受理

↓

⑨現地調査